

# 島根県報

号外第一一九号

平成十五年十月二十四日

(金曜日)

## 選挙告示

不在者投票を行うことができる施設の指定(二件)

### 目 次

## 選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第七十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第一号、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。  
平成十五年十月二十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	所在地	指定年月日
介護老人福祉施設 たてがみの郷	大田市波根町二二九〇番地一	平成十五年九月三十日

島根県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第一号、

漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第一号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。  
平成十五年十月二十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人 弥栄福祉会 養護老人ホーム寿光苑	那賀郡弥栄村大字長安本郷四四二二二	平成十五年九月三十日

毎週火・金曜日発行

平成十五年十月二十四日印刷  
平成十五年十月二十四日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学館南町

松江陽印所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)